

## 農委「若き就農者を激励」



### 新規就農者激励事業

市内中央地区在住の太田康博さんは、大学卒業後農業を学び、就農して2年ですが、家族と共に無農薬・無化学肥料で80アールの畑に約80種類の野菜を栽培、陽だまり農園の名称で販売しており、消費者の方に求められる野菜作りを目指しています。

新規就農され、がんばっている太田さんに農業委員会から激励品を贈りました。

## 新年のごあいさつ



匝瑳市農業委員会

会長 大木 一夫

新年明けましておめでとうございます。皆様には、平素より当農業委員会の活動にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。さて、匝瑳市は本年で合併後十年目を迎えます。これまでの市発展の陰には、地域や組織・人などの「融合」が大きく貢献していると感じています。しかし、その融合を支える「ひと」と「人口がこの九年間で三千人を超える減少をみており、今、限界集落・消滅集落という言葉も使われ深刻な社会問題となっています。国では、昨年の十一月に地方創生に関する法案を成立させ、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるため、地方の「まち・ひと・しごと」を創生することを目的とする政策を打ち出しました。今後、各自治体が、地方創生へと大きく動き出します。

当、匝瑳市の農業においても、農業人口の減少、農業者の高齢化、担い手不足は深刻さを増すばかりです。また、昨年は米価が大暴落し農業経営に甚大な影響を与えました。当市の基幹産業である農業のこれ以上の衰退はあってはなりません。農業委員会が丸となり、地域農業の振興発展のため、今後とも全力で取り組んでまいり所存です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

# 平成27年は

## 農業委員改選の年です

### 農業委員会委員選挙人名簿 登録申請書の提出を忘れずに

農業委員会等に関する法律の規定により、選挙権のある人の申請に基づき、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の調製が行われますので、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を1月9日（金）までに農業委員会または野菜総合支所まで提出してください。

対象者は、市内に住んでいる平成27年4月1日以前に生まれた人で次のいずれかに該当する人です。

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人
- ② ①の人の同居の親族またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であつて、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

申請書は農家組合長を通じて配布されます。農家組合に未加入などの事情により申請書の届かない人は、印鑑を持参の上、農業委員会または野菜総合支所で直接申請してください。記載する内容につきましては、申請書を記載する世帯の代表者の住所および氏名、耕作面積、世帯の中で農業委員会委員の選挙権のある人の氏名、世帯主との続柄、生年月日、性別です。なお、この申請書の記入事項は、すべて平成27年1月1日現在の状況を記入してください。

## 農業委員会とは

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。農業者の代表である農業委員で構成されており、農業委員は公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた委員と、市長から選任される委員からなっています。

### 農業委員会の業務

農業委員会の業務は農業委員会等に関する法律第6条に規定されています。

○法令業務（農業委員会等に関する法律第6条第1項）

農地法第3条に基づく許可事務、農地法第4条および第5条に基づく農地転用申請に関する事務、遊休農地の調査など法令に定められた農業委員会が行う業務

○任意業務（農業委員会等に関する法律第6条第2項）  
農地の農業上の利用の確保や利用の集積その他農地の効率的な利用の促進に関する事務、農業および農業者に関する調査研究や情報提供など農業委員会が事務を行うことができる業務

○意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務（農業委員会等に関する法律第6条第3項）  
匝瑳市の農業および農業者に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申する業務

## 農業委員会活動

### 海匝地区農業委員会連合会視察研修会

10月3日、銚子市、旭市、匝瑳市の農業委員合同で、市内豊和地区において農地法の許可を受けて設置された営農型太陽光発電施設を視察、施設の設置状況や耕作の状況等を確認しました。



### 農業まつり

11月9日、市役所駐車場などを会場とした第9回そうさ農業まつりに参加し、農業者年金についての相談や米の消費拡大のため、匝瑳市産のお米を抽選により無料配布しました。



### 建議

○農業・農村の再生に向けた規制改革会議による農政改革に関する建議  
平成26年6月24日決議  
あて先 内閣総理大臣ほか

○今年の米価下落にあたって生産コストに見合う米価のため緊急対策を求める建議  
平成26年8月27日決議  
あて先 内閣総理大臣ほか

○平成27年度の千葉県農業行政と農業関連予算編成に関する建議  
平成26年10月23日決議  
あて先 千葉県知事

○平成27年度の匝瑳市農業行政と農業関連予算編成に関する建議  
平成26年10月23日決議  
あて先 匝瑳市長

### 栄宮農組合「県並びに全国表彰を受賞」

平成26年11月7日開催の千葉県農業経営基盤強化促進大会において、農事組合法人栄宮農組合（代表理事 伊藤秀雄）が県担い手育成総合支援協議会会長賞を受賞、また、同月13日に開催された第17回全国農業担い手サミットin兵庫においては、全国担い手育成総合支援協議会会長賞を受賞しました。栄宮農組合の取り組みは、水稲に加え、加工品の生産、ネギの調整受託など経営の多角化を行い、その活動が優れ、他の認定農業者への模範となり、波及効果も高く、かつ持続性のある取り組みであることが評価されたものです。



# 基盤整備事業

## 農地の集団化が進む

昨年の農業委員会だよりで紹介した「春海・椿海・豊和」地区の経営体育成基盤整備事業については、昨年度、約100ヘクタールが整備され、10アール区画の湿田が1ヘクタールの大型区画高生産性ほ場へと生まれ変わりました。



大型区画ほ場での収穫風景

## 認定農業者になりませんか

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の経営改善計画を市長が認定し、計画目標の達成に向けて行政や農業団体など、各種関係機関が農地の集積や低利資金の融資、経営相談などの支援をしていくものです。

農業経営改善計画の認定を受けるための手続きなど詳細につきましては、市役所産業振興課農政班（電話73・0089）までお問い合わせください。

## 農地利用集積計画による農地の売買及び貸借について

農業経営基盤強化促進法に基づき市が作成する農地利用集積計画により、認定農業者などが農業振興地域の農地区域内にある農地を買う場合、不動産取得税の軽減および所有権移転登記に係る登録免許税の軽減があり、市で所有権移転登記することができます。また、この農地を売る人については、譲渡所得の申告で800万円の特別控除があります。

農地利用集積計画による農地の貸借については、貸借期間を過ぎると自動的に契約が終了し、農地は所有者の自作地に戻ります。このため、継続して貸借する場合は、再度手続きが必要になります。（農地法第3条の許可による賃貸借は、解約の手続きをしない限り同一の条件で法定更新されます。）

農地利用集積計画による売買および貸借の手続きなど詳細につきましては、市役所産業振興課農政班（電話73・0089）までお問い合わせください。

## 農地中間管理機構

農地を貸したい人、借りたい人へ

担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って、農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めます。

千葉県では公益社団法人千葉県園芸協会（電話043・223・3011）が県から農地中間管理機構（以下、機構）の指定を受け、農地中間管理事業を実施していきます。

匝瑳市内の農地を貸したい場合は、申込書がありますので、市役所産業振興課農村整備班（電話73・0089）に提出してください。その後、農地の権利関係や現地を確認し、農地の状態や借り受け希望者の状況を考慮して、機構が農地を借り受け、受け手へ貸し付けるまで保全管理し、賃料についても機構から支払われます。

※次の場合は、機構が借り受けする対象農地から除きます。

- ① 農業振興地域の区域外の農地
- ② 農地の所有が共有名義になっていて、同意書が添付されていない場合
- ③ 仮登記または抵当権の設定がある場合など、安定した貸し付けに支障が生じる可能性があるもの
- ④ 再生不能な遊休農地など、利用することが著しく困難な場合
- ⑤ 借り受け希望の状況等から、貸し付ける可能性が著しく低い場合

また、2年間借り受け希望がない場合は、農地をお返しすることになります。なお、借り受け希望者については、募集

する時期や募集資格がありますので、千葉県園芸協会のホームページや市役所産業振興課農村整備班でご確認ください。

## 農地の適正な管理をお願いします

遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫の発生、更に荒廃が進むことで有害獣の住処や、ゴミの不法投棄の原因となる可能性があり、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、自分の農地は責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。農地の維持管理が困難で貸したい、売りたいと思われる方は、農業委員会までご相談ください。

## 耕作目的の農地の権利移動設定について

農地を耕作する目的で貸借したり所有権を移転したりする場合、農地法の規定に基づき農業委員会の許可を受けなければなりません。（市が農業経営基盤強化促進法に基づき策定する農地利用集積計画の定めるところにより権利の設定および移転する場合などは、農地法第3条第1項ただし書きにより農業委員会の許可を受ける必要はありません。）許可申請は農業委員会へ月末までに提出してください。

また、相続や遺産分割などにより許可を受けることなく農地を取得した場合、取得した農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。



農地を耕作以外の目的で使用  
する場合は農地法に基  
づく許可が必要です



農地転用の許可申請は、農業  
委員会に毎月十日（土日祝日の場合は前開庁  
日）までに提出してください。なお、4ヘクター  
を超える農地転用の申請については、千葉  
県農林水産部農地・農村振興課（電話043・  
223・2828）へ提出してください。  
許可を受けずに農地以外に使用した場合、  
千葉県知事による工事停止や原状回復の命令  
など農地の所有者を含めて厳しい措置がとら  
れる場合があります。  
※農地法の罰則：3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金（法人は1億円以  
下の罰金）

全国農業新聞を  
購読してみませんか



全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業  
総合専門紙です。  
毎週金曜日発行 購読料月600円（送料、  
税込）購読の申し込みは農業委員会を受け付  
けています。  
※購読料につきましては  
は、平成27年4月か  
ら、月額700円に  
改定されます。  
見本紙を見てみたい  
方は全国農業新聞 新  
聞業務部（電話03・  
6910・1130）  
までご連絡ください。



# 農業者年金に 加入しませんか



[愛称]

## ○ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

## ○ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

## ○ 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給します。

## ○ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、  
最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

**独立行政法人農業者年金基金**  
**☎03-3502-3942（企画調整室）**

